

# みはらしの丘自主防災会規約

平成 29 年 10 月 1 日改正

## 【目的】

第1条 この組織は、隣保互助の精神に基づき、地震、火災、風水害その他の非常災害に対し、組織的な防災活動を行い、もって地区住民の安全を確保することを目的とする。

## 【名称】

第2条 この組織は、みはらしの丘自主防災会（以下「本会」）と称する。

## 【事務所】

第3条 本会の事務所は、**山形市みはらしの丘一丁目18番地4に置く。**  
**（山形市大字松原1248番地2から変更）**

## 【構成】

第4条 本会はみはらしの丘の住民で構成する。

## 【事業】

第5条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及及び研究
- (2) 防災対策上必要な訓練
- (3) 地震、火災、風水害、その他非常災害時の諸活動
- (4) 防災資器材の備蓄
- (5) その他防災上必要な事業

## 【役員】

第6条 本会に次の役員を置き、事業の運営にあたる。

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| (1) 会長  | 1名                       |
| (2) 部長  | 1名                       |
| (3) 班長  | 10名以下                    |
| (4) 副班長 | <b>20名以下（10名 20名に増員）</b> |
| (5) 会計  | 1名                       |
| (6) 監事  | 2名                       |

## 【任期】

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

## 【役員の仕事】

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し、会の業務を統括する。
- (2) 部長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- (3) 班長は、各班の業務を統括する。
- (4) 副班長は班長を補佐する。
- (5) 会計は、本会の出納事務の処理、会計事務に関する帳簿並びに書類を管理する。
- (6) 監事は、会計及び資産の状況を監査する。

## 【班の設置】

第9条 第5条の事業を遂行するため、次の各班を置く。

- (1) 情報・広報班
- (2) 消火・防火班
- (3) 避難誘導班
- (4) 救出・救護班（要支援者支援）
- (5) 給食・給水班
- (6) 仮設設営班（施設管理・衛生）

## 【班の業務】

第10条 各専門部の業務は、おおむね次の通りとする。

- (1) 情報・広報班
  - 各種訓練計画の立案(防災部長と連携、自主防災会組織図参照)
  - 防災意識の向上
  - 情報の収集及び伝達
  - 各班及び防災関連関係との連絡
- (2) 消火・防火班（小松原消防団）
  - 初期消火活動及び初期消火活動訓練の実施
  - 危険箇所の点検調査及び警戒
  - （「女性防火クラブとの連携」は、まだみはらしの丘に女性防火クラブが設立されていない為削除）
- (3) 避難誘導班
  - アクセス道路の状況確認
  - 避難誘導訓練の実施
  - 寝たきり老人、身障者等の介護及び住民の安全避難
- (4) 救出・救護班（要支援者支援）
  - 負傷者の応急救護
  - 救護者収容施設との連絡
- (5) 給食・給水班
  - 非常食の保管管理（追加文章）
  - 被災者への炊き出し及び給水活動
  - 非常時の救護物資配分
- (6) 仮設設営班（施設管理・衛生）
  - 仮設テント・仮設トイレ等の設置
  - 施設の管理及び衛生面の管理
  - 防災資器材の管理、保管（第10条 より移動）

## 【会議】

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。会議は会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

## 【総会】

第 12 条 総会は次の通りとする。

- ( 1 ) 総会は全会員で構成する。ただし、必要に応じて代議制を設けることができる。
- ( 2 ) 総会は年 1 回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。
- ( 3 ) 総会は、次の事項を審議し決定する。
  - 規約の改正に関すること。
  - 役員を選任に関すること。
  - 事業計画に関すること。
  - その他、特に必要と認めること。
- ( 4 ) 総会は、前項各号に掲げる事項の一部を役員会に委任することができる。
- ( 5 ) 総会は、出席した住民の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

## 【役員会】

第 13 条 役員会は、第 6 条に定める役員をもって構成する。

- ( 1 ) 役員会は次の事項を審議し決定する。
  - 総会から委任された事項
  - その他、必要な事項
- ( 2 ) 役員会は、会長が必要と認めるときに召集する。
- ( 3 ) 役員会の議決は、出席者の過半数で決める。

## 【経費】

第 14 条 本会の運営に関する経費は、自治会からの助成金をもって運営する。

## 【事業計画及び予算】

第 15 条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の議決を得て定めなければならない。

## 【事業報告及び決算】

第 16 条 本会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告書、収支報告書を作成し、監事の監査を受け、毎事業年度の終了後の定例総会の承認を受けなければならない。

## 【会計年度】

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 2 月 1 日に始まり 1 月 31 日に終わる。

・・・付 則 ・・・

1. この規約は、平成 21 年 2 月 15 日から施行する。
2. 規約の一部を変更し、平成 24 年 4 月 22 日から施行する。
- 3. 規約の一部を変更し、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。**